第六条第六項及び第七項を削る。

第七条第一項中「新事業活動を」を「新技術等実証又は新事業活動を」に改め、「その実施しようとする」の下に「新技術等実証又は」を加え、「に関する」を「（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に関する」に、「この条及び第十四条」を「この節及び第百四十七条第一項」に、「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

（新技術等実証計画の認定）

第八条の二　新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新技術等実証の目標

二　次に掲げる新技術等実証の内容

イ　新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

ロ　第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

ハ　第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三　新技術等実証の実施期間及び実施場所

四　参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五　新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六　第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

七　第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

八　その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

（認定証の交付等）

第八条の三　主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。

2　前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　認定の年月日

二　認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

四　当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

3　認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4　認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（新技術等実証計画の変更等）

第八条の四　認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従って新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定新技術等実証計画が第八条の二第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

4　主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5　認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。

6　第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。

第九条第一項中「この条、次条及び第百四十九条において」を削り、同条第三項第四号中「第十一条」を「第十二条」に、「の適用」を「（新事業活動に係るものに限る。）の適用」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

第九条第四項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

第九条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

第十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。

第十二条を削る。

第十一条中「認定新事業活動実施者」を「認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第十一条　主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第十三条中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長」を「主務大臣（第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）」に改め、「及び第二項」を削る。